

林野火災注意報・警報の運用が始まりました！



(令和8年1月1日から運用開始)

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、各市町村での林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により、林野火災予防の実効性を高める必要があることから、鹿児島市火災予防条例を一部改正しました。

発令の条件等

林野火災注意報

雨が一定期間降らない、空気が乾燥しているなど林野火災が起こりやすい状態であるとき発令します。



林野火災警報

林野火災注意報に加えて、強風注意報が発表され林野火災の危険性が高まった状態であるとき発令します。



対象期間

毎年1月から5月までの間

どうやって知らせてくれるの？

消防車による巡回広報や安心ネットワーク119によるメール配信等でお知らせします。発令地域については、市内全域を原則としています。

発令されたらどうなるの？

以下の**火の使用の制限**に従わなければなりません(条例第32条)

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外に置いて火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発物の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防局長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。



注意報発令時は、**努力義務**となります。(罰則なし)

詳しくは、鹿児島市消防局ホームページで確認⇒



二次元コード
【市ホームページ】